

議 事 録

会議の名称	令和2年第11回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年11月25日（水） 午後2時から 午後3時40分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第56号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第57号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第58号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第59号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 報告第54号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について (6) 報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第56号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (8) 報告第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第58号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第60号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について (12) 報告第61号 買受適格証明願について

配付資料	1 令和2年第11回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和2年第11回本庄市農業委員会総会議案 3 令和2年第11回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

会議の経過	
発言者	発言内容
事務局長	<p>開会前に事務局から、連絡をさせていただきます。</p> <p>本日のスケジュールですが、総会終了後、休憩を挟みまして、農地利用最適化推進協議会を開催いたします。また、協議会終了後には、広報広聴委員会も開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。</p> <p>ただ今から令和2年第11回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。本日は忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆さま、ご存じの通り、コロナ禍第3波で、また感染者が増えています。このメンバーでは来月、さ来月の総会で、最後になります。記念に色々催しをしたいのですが、現状況下を考えますと致し方ありません。</p> <p>皆さまにもご承知していただきながら、最後に記念写真ぐらいはと考えております。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願ひします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、推進委員の内田委員、福島一委員から欠席届が提出されております</p>

	<p>ので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員25名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は17番坂本委員及び18番坂爪委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案4件及び報告8件であります。</p> <p>まず、第56号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第56号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第56号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、5件となります。その内訳は、贈与による所有権移転2件及び売買による所有権移転3件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなって</p>

	おります。以上でございます。
議長	それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町稲沢地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本が報告します。11月22日木村推進委員、倉林推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は、受人宅の入り口付近にあります。現在、申請地の管理は受人が行っております。受人は、主にふきやそば、露地野菜を生産しております。申請地には、さといも、かぼちゃを作付け予定だそうです。受人の所有する農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思ひます。所有する農地も全て耕作されておりました。皆様の慎重審議、よろしくお願ひ申し上げます。
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、吉田委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>

議長	整理番号2について、吉田委員の報告をお願いいたします。
吉田委員	<p>15番吉田から報告します。11月23日鈴木良美委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は飯倉集落農業センターから東に300メートルの場所に位置します。受人は、ネギ、ブロッコリー、なすを作付けしております。申請地にも同様の作付けをするそうです。</p> <p>受人の農機具状況を確認したところ、営農をするのに問題ないかと思えます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
間正委員	確認ですが、3条で農地を取得する時の5反要件というのは、取得する農地を合わせて5反以上ですか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局長	今回の申請地を含めて、5反要件を満たすということになります。
議長	<p>他にご質疑はございませんか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号3について、坂爪委員の報告をお願いいたします。
坂爪委員	<p>それでは、18番坂爪から報告させていただきます。11月22日新井推進委員、黒沢推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。5ページ、3-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線沿いのこだま温泉から北に200メートル向かった場所に位置します。受人は、会社を営しながら子供と営農をしております。申請地には、麦を作付け予定だそうです。受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。受</p>

	<p>人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4についてですが、次の整理番号5と受人が同一で、申請地についても同地区内であることから、整理番号4及び整理番号5を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4及び整理番号5を一括で説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。整理番号4は、売買による所有権移転で、整理番号5は、贈与による所有権移転でございます。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、坂爪委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページ及び7ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号4及び整理番号5についてですが、地区担当の坂爪委員が議事参与のため、黒沢委員から報告をお願いいたします。</p>
黒沢委員	<p>整理番号4及び整理番号5について、坂爪農業委員が議事参与の対象のため退席していますので、黒沢より報告させていただきます。</p> <p>11月22日、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。</p> <p>6ページ3-4をご覧ください。申請地はこだま温泉から南に約150メートルに位置しています。申請事由は売買です。</p> <p>続いて、7ページ3-5をご覧ください。申請地はこだま温泉から北に約500メートルに位置し、児玉土地改良区地内になります。申請事由は贈与です。受人の状況についてですが、耕作は本人と妻、子の4人で行っていきまして、農業従事日数は300日です。農機具所有状況を確認したところ、経</p>

	<p>営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。主な作付品目等ですが、米麦の作付けを行っております。申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないかと思えます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号4及び整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4及び整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。坂爪委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第57号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第57号議案を説明いたしますので、議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第57号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、9ページから12ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、15件です。田9筆及び畑27筆の面積合計59,306㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業に</p>

	<p>よって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、浅見委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第57号議案について、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第57号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第57号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。浅見委員の復席をお願いいたします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第58号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第58号議案を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。</p> <p>第58号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、14ページをご覧ください。申請件数は1件です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、貸家住宅建設工事です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、永尾委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。4-1については、第1種住居地</p>

	<p>域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、申請地及び離接する宅地の土地に、申請人の父が平成4年に自己用住宅を建築し、申請人は平成21年に相続したもので、現在は貸家住宅となっているとのことです。今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのことで、申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのことでございます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、永尾委員の報告をお願いいたします。
永尾委員	<p>12番永尾より報告させていただきます。11月20日武政委員と、現地確認をして参りました。15ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線とJR八高線ガード下から線路沿いに入り南へ100m程の住宅地内にあります。現地には、住居とみられる建物もあり、普通の宅地になっております。</p> <p>始末書によりますと、この建物は、平成4年に申請者の父親が自己用住宅として建築したもので、申請者は平成21年に相続により申請地を取得したようです。この度、こちらの地目が畑で違反転用していたことが分かり、本申請に及んだということです。</p> <p>周囲は市街化しており、特に問題ないと思われますので、皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第59号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第59号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第59号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定によ</p>

	<p>り、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページ及び18ページをご覧ください。申請件数は、10件で、その内訳は、所有権移転7件、使用貸借権2件及び賃借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>整理番号1について、19番池田から報告します。11月19日齊藤推進委員と現地確認を行いました。19ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は、JR八高線高架手前から南に200メートル入った場所に位置しております。申請事由は建売分譲住宅用地です。周辺は、住宅が建ち並び、立地条件も良く、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2について、事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、新井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張による進入路用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張による進入路用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと思われま す。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま す。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、塩原委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>塩原委員</p>	<p>6番塩原から報告します。11月23日戸塚推進委員と現地確認を行いました。20ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、旭地区の新井地内あり、受人の会社も、北側にあります。申請事由は駐車場の敷地拡張です。今の駐車場の出入りに法面がり、安全面を考慮して通路を若干拡張をしたいということです。転用面積も小さく、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われま す。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年8月7日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として用途変更されています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-3については、農用地区域か</p>

	<p>ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告します。11月21日飯島推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。21ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は本田の集落の端にあります。受人と渡人は親子関係です。申請事由は、分家住宅用地です。今年の8月に農振農用地から除外となっています。集落にも接続されており、転用にあたっては特に問題ないと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和2年8月7日付けで、農振農用地区域から分家住宅用地として用途変更されています。地区担当は、小川委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に</p>

	なるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号4について、小川委員の報告をお願いいたします。
小川委員	2番小川より報告させていただきます。11月21日に内田推進委員と現地確認をしました。22ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇のすぐ南側にあります。申請事由は分家住宅用地です。受人と渡人は伯父と姪の関係にあります。受け人は伯父の土地を譲り受け、住宅を建築したいとのことです。周辺には農地の広がりが見られますが、宅地もあり、農用地から除外されているため転用にあたりは特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。
議長	整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号5を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。 申請地は、23ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号5について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。
鈴木広子	10番鈴木より報告します。11月22日笠原推進委員と現地確認をしました。23ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号から西に入り、延命寺と隣接した集落の中に位置しております。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は住宅が建ち並び、転用に当

	<p>たつては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、有料老人ホーム用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。申請地は、24ページをご覧ください。5-6については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>11番宮部より報告します。11月22日に田島推進委員と現地確認をしました。24ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は国道254号線、大天白の交差点の東側約400メートルの場所、主要地方道熊谷児玉線のすぐ南側にあります。申請事由は有料老人ホーム用地です。受け人は介護施設の運営を展開しており、入居状況も順調であるため今回の申請に至りました。面積は広めですが準工業地域であり、周辺も宅地化が進んでいます。そのため、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号6について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7についてですが、次の整理番号8と受人及び申請事由が同一で、申請地についても隣接地であることから、整理番号7及び整理番号</p>

	<p>8を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7及び整理番号8を一括で説明いたしますので、17ページ及び18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、それぞれ記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑2筆、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、整理番号7が所有権移転で、整理番号8は使用貸借権でございます。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、吉田委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-7及び5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、鈴木良美委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号7及び整理番号8について、吉田委員の報告をお願いいたします。</p>
吉田委員	<p>15番吉田より報告させていただきます。11月23日鈴木良美推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。25ページ5-7、5-8の地図をご覧ください。申請地は、飯倉集落センターから南に50メートルの場所に位置します。また、申請地のすぐ南は受人の父親宅です。申請事由は自己用住宅用地です。受人は父親とともに酪農を営んでおり転用にあたりは問題ないかと思ひます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号7及び整理番号8について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7及び整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	<p>事務局に申し上げます。鈴木良美委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-9については、「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口」いわゆるインターチェンジから300m以内に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木より報告させていただきます。11月22日に笠原推進委員と現地確認を行いました。26ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線関越インターチェンジ北の交差点から、西に100ぐらいの場所に位置しています。申請事由は太陽光発電施設用地です。申請地のすぐ東側も太陽光発電施設が設置されております。周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-10については、農用地区域</p>

	<p>内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木よりご説明させていただきます。11月22日に笠原推進委員と申請人と共に現地確認をしました。27ページ5-10の地図をご覧ください。申請地は国道462号線西富田南の交差点から、西に向かい、最初の信号を北に向かった場所にあります。申請事由は建売分譲住宅用地です。周辺は、住宅やアパートが建ち並び転用にあたっては問題ないかと思われます。皆様の慎重審議よろしくお祈りいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号10について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。 続きまして、報告に入ります。 まず、報告第54号を事務局よりお祈りいたします。</p>
事務局長	<p>報告第54号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。 報告第54号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、農地法第3条第1項第13号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございませす。本日提出、会長。 届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。農地中間管理機構である埼玉県農林公社が間に入り、農地売買等事業の実施により農地の権利を取得する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより農業委員会の許可を必要としないという規定による届出でございませす。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第55号を事務局よりお祈りいたします。</p>

事務局長	<p>報告第55号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第56号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第56号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第56号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第57号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第57号を説明いたしますので、議案書34ページをご覧ください。</p> <p>報告第57号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、35ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第58号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第58号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第58号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が37ページから39ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第59号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第59号を説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。</p> <p>報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、41ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、1件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第60号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第60号を説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第60号 農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、43ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第61号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第61号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第61号 買受適格証明願について、農地に係る競(公)売に参加し、</p>

	<p>最高価買受申出人となった場合は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出を受けられる買受適格者であることの証明について、別紙のとおり本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>証明願の内容については、45ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。裁判所又は国税局等が行う農地の競(公)売については、農業委員会が発行する買受適格証明が必要となります。今回、市街化区域内の農地を農地以外のものにし、所有権移転をする買受申出のため、農地法第5条の届出に係る買受適格者の証明でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ここで、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

令和2年第11回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年11月25日(水)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時40分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	欠席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席	○		間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席	○	本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	欠席				齊藤 勇

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭

書記

農地係長 飯島 崇